第3回新町名候補選定小委員会議事日程

平成16年10月8日(金)合併協議会終了後 開会

日程 番号	事件番号	事件名
1		会議録署名委員指名 (委員) (委員)
2	議案第 1号	郡の所属の取扱いについて(継続協議)

檜山北部3町合併協議会

第3回新町名候補選定小委員会

と き/平成16年10月8日(金) 合併協議会終了後に開催 ところ/北檜山町農村環境改善センター

次 第

- 1. 開会
- 2. 会長あいさつ
- 3. 議事

会議録署名委員の指名について

- (1) 議案第1号 郡の所属の取扱いについて(継続協議)
- 4. その他
- 5. 閉 会

議案第1号(継続協議)

郡の所属の取扱いについて

新町の郡の所属については、合併協議会の協議により次のうち一つを選択する。 その選択に基づき、北海道に対して働きかけを行う。

- 1. 新町の郡の所属は、瀬棚郡とする。
- 2. 新町の郡の所属は、大成郡とする。
- 3. 新たな郡を設け、新町は新たな郡に所属する。

平成16年10月8日提出

新町名候補選定小委員会 委員長 花 田 千賀志

郡の所属の取扱いについて

1 新町の郡の所属の決定権限

・新町の郡の所属は都道府県が決定

関 係 法 令

■地方自治法

〔郡の区域〕

- 第259条 郡の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は郡の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、都道府県知事が、当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、総務大臣に届け出なければならない。
- ② 郡の区域内において市の設置があつたとき、又は郡の区域の境界にわたって市町村の境界の変更があつたときは、郡の区域も、また、自ら変更する。
- ③ 郡の区域の境界にわたって町村が設置されたときは、その町村の属すべき郡の区域は、第1 項の例によりこれを定める。
- ④ 第1項乃至第3項の場合においては、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。第7条第7項の規定は、第1項又は前項の規定により郡の区域をあらたに画し、若しくはこれを廃止し、又は郡の区域を変更する場合にこれを準用する。

■住民基本台帳法施行令

(職権による住民票の記載等)

- 第12条 市町村長は、法の規定による届出に基づき住民票の記載等をすべき場合において、当該 届出がないことを知つたときは、当該記載等をすべき事実を確認して、職権で、第7条から第 10条までの規定による住民票の記載等をしなければならない。
- 2 市町村長は、次に掲げる場合において、第7条から第10条までの規定により住民票の記載等 をすべき事由に該当するときは、職権で、これらの規定による住民票の記載等をしなければな らない。
 - (1)~(6) 略
 - (7) 行政区画、<u>郡、</u>区、<u>市町村内の町若しくは字若しくはこれらの名称の変更</u>、地番の変更又は住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第3条第1項及び第2項若しくは同法第四条の規定による住居表示の実施若しくは変更に伴い住所の表示の変更があつたとき。

■不動産登記法

「行政区画又はその名称の変更の場合における登記簿の記載の当然変更」

第59条 行政区画又は其名称の変更ありきたるときは登記簿に記載したる行政区画又は其名称は当然之を変更したるものと看做す字又は其名称の変更ありきたるとき亦同し。

■登記免許税法

(非課税登記等)

<u>第5条</u> 次に掲げる登記等 (第4号又は第5号に掲げる登記又は登録にあつては、当該登記等が これらの号に掲げる登記又は登録に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を 添付して受けるものに限る。) については、登録免許税を課さない。

(1)~(3) 略

- (4) 住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第3条第1項及び第2項又は第4条(住居表示の実施手続等)の規定による住居表示の実施又は変更に伴う登記事項又は登録事項の変更の登記又は登録
- (5) <u>行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字又はこれらの名称の変更</u>(その変更に伴う地番の変更及び次号に規定する事業の施行に伴う地番の変更を含む。) <u>に伴う登記事項又は登</u>録事項の変更の登記又は登録
- (6)~(13) 略

■登録免許税法施行規則

(登録免許税の免除を受けるための書類)

- 第1条 登録免許税法(昭和42年法律第35号。以下「法」という。)第五条に規定する書類は、 次の各号に掲げる登記又は登録の区分に応じ当該各号に掲げる書類とする。
 - (1) 法第5条第4号に掲げる登記又は登録 その登記又は登録が同号に規定する住居表示の実施又は変更に伴つて受けるものであることを証する当該実施又は変更に係る市町村長(特別区の市長を含む。次号において同じ。)の書類
 - (2) 法第5条第5号に掲げる登記又は登録 その登記又は登録が同号に規定する行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字又はこれらの名称の変更に伴つて受けるものであることを証する当該変更に係る市町村長又は同号に規定する事業の施行者 (国及び法別表第2に掲げる者以外の者にあつては、その者が、当該事業の施行について都道府県知事の認可を受けた者であることを当該知事の証明により明らかにされたものに限る。)の書類

2 郡の所属が変わることによる影響

①住所が変更となる。 ⇒ 町名変更に伴い住所が変更となるため同じ。

3 法務局への情報提供

登記の変更には4ヶ月ほどの事務処理が予想されることから、郡、町名等の変更が生じる場合は事前に法務局に対して情報提供が必要となる。

4 北海道の考え方

① 郡の所属は北海道が一方的に決定するのではなく、合併協議を行っている市町村の 協議により方針決定されたものを尊重することとしている。

5 郡に所属している町の取扱い

- ①瀬棚郡とする場合は、3町での協議が必要となる。(大成町の同意)
- ②久遠郡とする場合は、3町での協議が必要となる。(瀬棚町及び北檜山町の同意)
- ③新たな郡名とする場合は、3町での協議が必要となる。
- ※上記のいずれかを選択しても瀬棚郡に所属している今金町との協議は必要なし。

6 新町の郡所属の方針を決定する期限

① 平成17年9月に合併をした場合、郡の所属に関連する調整事項もあるため、平成16年11月初めには郡の所属方針を決めて北海道に要望する必要がある。

●協議手順(他県での事例)

- ①郡の所属について合併協議会において協議
- ②郡の所属について合併協議会において方針決定
- ③合併協議会は方針決定に基づき県に要望
- ④合併協議会からの要望を受け県としての方針を検討
- ⑤県の方針について合併協議会に連絡
- ⑥合併協議会において合併協定書(案)決定
- ⑦合併協定書の調印
- ⑧各町議会において合併議決
- ⑨合併申請書を県に提出
- ⑩県が合併申請書を受理
- ⑪県議会において、合併を議決に併せて新町の郡の所属について議決



檜山北部3町合併協議会会長 様

北海道檜山支庁長

廃置分合に伴う支庁及び郡の所管区域の要望について

道内では、現行特例法下での合併を目指し、各地域で合併協議が進められているところでありますが、これらの中には、廃置分合後の区域が支庁及び郡の区域の境界にわたる場合があります。

支庁の所管区域に関しては、北海道支庁設置条例第2条により、同条例別表で定められており、また、郡の変更や郡の区域の境界にわたって町村が設置されたときの属すべき郡の区域の手続きに関しては、地方自治法第259条において知事が、議会の議決を経てこれを定めるとされており、いずれも北海道において決定されるものであります。

支庁及び郡の所管区域は、住民の生活に密接に関わる重要な問題でありますので、新たに市町村を設置する場合の区域が支庁及び郡の区域の境界にわたる場合につきましては、所管区域に関する地域の意向を十分お聞きし、反映して参りたいと考えております。

貴協議会におかれましては、新しい郡名について協議の上、別紙により提出していた だきますようお願いいたします。

また、今後の対応につきましては、別途、協議させていただきますので、よろしくお願いいたします。

地域政策部地域政策課 主査(合併) 町村 内線2165



第 号 平成 年 月 日

北海道知事 高橋はるみ 様

<u>甲地域合併協議会</u> 会長

廃置分合に伴う支庁及び郡の所管区域の要望について

<u>甲郡山町、同郡川町及び乙郡海村</u>は、<u>甲地域合併協議会</u>を設置し、合併協議を進めており、この度、合併協議会における協議事項として、<u>平成 年 月 日</u>を合併期日とし、 <u>甲郡山町、同郡川町及び乙郡海村</u>を廃し、その区域をもって<u>乙郡島町</u>を置く、いわゆる新設合併をすることを決定いたしたところであります。

さて、現在、<u>甲郡山町及び同郡川町</u>の所管区域は<u>甲支庁甲郡</u>であり、<u>乙郡海村</u>の所管 区域は<u>乙支庁乙郡</u>でありますが、廃置分合後は、それぞれの支庁及び郡の区域の境界に わたることとなります。

つきましては、支庁及び郡の所管区域は、地域の生活に密接に関わる問題であります ことから、当合併協議会において所管区域についての要望を協議した結果、次のとおり 要望いたします。

記

- 1 廃置分合をしようとする市町村 甲郡山町、同郡川町及び乙郡海村
- 2 廃置分合後の市町村名

乙郡島町

- 3 廃置分合後の事務所の位置 現在の甲郡山町の役場庁舎とする。
- 4 所管を要望する支庁及びその理由

所管を要望する支庁

甲支庁

その理由

具体的な理由を記載

5 所管を要望する郡及びその理由

所管を要望する郡

乙郡

その理由

具体的な理由を記載

<u>6</u> 所管区域の要望の協議状況 別紙「協議書(写)」及び「議事録(写)」のとおり

必要に応じてを変更、または、削除して要望してください。